

京柔整会報

機関誌 147号



巻頭言

「弱さは強さ」

副会長 林 啓史

特集

「平成30年度から柔道整復師制度改革が行われています」

公益社団法人 京都府柔道整復師会

平成30年4月20日

京都医健専門学校 柔道整復科

3
年制

I部 午前集中コース
I部 午後集中コース

【柔道整復師】

京都医健は全国に約70校の姉妹校を有する滋慶学園グループの1校です。そのうち8校が柔道整復師を養成しております。姉妹校とのネットワークを活かし、国家試験対策を入学前から行っています。また、e-learningを用いてパソコンや携帯でいつでも学習ができます。万が一、国家試験が不合格になった場合は授業料無料でサポートします。



毎年高い国家試験合格率

2017年3月合格実績

97.4%
77名中
75名合格
全国平均 63.5%

1年から始まる
苦手克服の補講



オリジナルのゼミ・セミナーが充実

柔道整復師会主催の
保険講習会



トレーナー
ゼミ



現場研修

滋慶学園グループ 全国柔道大会 **9** 連覇達成



柔道部顧問
柔道整復科 学科長
柔道整復師
Minatoya Chikara
湊谷 知幹
柔道整復科 専任教員
柔道整復師
Utsumi Yuko
打味 裕子

京都医健は、「既修得単位認定制度」を設けています。

あなたの
学費を
サポート!!

あなたのキャリアを 最大限に活かす! 既修得単位 認定制度

大学・短期大学・専門学校の専門課程において既に履修された授業科目(基礎科目・専門基礎科目)で、本校のカリキュラムと同一科目もしくは授業内容が同一の場合、単位を認定し、その科目の履修を免除します。また認定された科目に対し授業料を一部免除します。さらに、学校長が判断した場合、授業科目が同一でない場合も単位を認定することがあります。

既修得単位認定制度で **履修単位の免除** **授業料の免除** を受けることができます

鍼灸科  3年制 I部〔昼間〕午前集中コース I部〔昼間〕午後集中コース	理学療法科  4年制 I部〔昼間〕 II部〔夜間〕	作業療法科  4年制 I部〔昼間〕	視能訓練科  3年制 I部〔昼間〕	言語聴覚科  2年制 I部〔昼間〕 ※大卒者対象	社会福祉科 1年制 II部〔夜間〕 ※大卒者等対象 精神保健福祉科 1年制 II部〔夜間〕 ※大卒者等対象	スポーツ科学科 2年制 スポーツトレーナーコース アスレティックトレーナー専攻 スポーツトレーナー専攻 パーソナルトレーナー専攻 スポーツインストラクターコース フィットネスインストラクター専攻 チャイルドインストラクター専攻 スタジオインストラクター専攻 スポーツメジカルコース スポーツビジネスコース	トータルビューティー科  2年制 エステティックコース ビューティーアドバイザーコース メイクアップアーティストコース ビューティー総合コース
---	--	---	---	---	--	---	--

※ご不明な点は、オープンキャンパスまたはお電話でお問い合わせ下さい。

スポーツ・医療・福祉・ビューティーが学べる

学校法人 滋慶京都学園 厚生労働大臣指定校
 日体協公認アスレティックトレーナー免除適応コース承認校

医健KEN 京都医健専門学校

☎0120-448-808
 ケータイからもOK!

Eメール info@kyoto-iken.ac.jp

携帯サイト <http://kyoto-iken.ac.jp>

WEBサイト <http://www.kyoto-iken.ac.jp>

〒604-8203 京都市中京区三条通室町西入衣棚町51-2

携帯サイト
 携帯・PHSから
 QRコードで
 簡単アクセス!



京都医健

検索

目 次

おめでとうございます 「西脇隆俊氏」京都府知事に当選	2
🍀 巻頭言 『弱さは強さ』	副会長 林 啓 史 3
🌸 特集 「平成30年度から柔道整復師制度改革が行われています」	6
🌸 第2回運動器疾患対応力向上研修事業 京都府柔道整復師会館移転計画（土地購入）に係る説明会	9
🌸 救護活動報告 ・「女子バレーボールチャンピオン大会」救護活動報告 第六分隊 分隊長 国 本 一 路	10
🌸 会員投稿 ・格趣書法会展開催	井 坂 豊 11
🌸 「オステオパシー半日セミナー」に参加して	波多野 晃彦 12
🌸 平成30年度 京都府柔道整復師協同組合 指定業者懇談会	波多野 晃彦 14
🌸 支部だより	
・下京・南支部研修会	通信員 保 家 幸 生 15
・中丹支部忘年会	通信員 山 根 文 彦 15
・宇治、南山城、城陽支部会	通信員 池 田 和 重 16
・伏見支部会	通信員 松 本 吉 弘 16
・北区、上京区、左京区 合同支部会	通信員 相 良 遼 太 17
・西山会	通信員 屋 部 勇 児 17
・下京・南支部、研修旅行	通信員 安 田 優 二 18
📞 会員の動静	19
📢 掲示板コーナー	20
📝 編集後記	21

表紙の写真

和らぎの道（七谷川沿い）の桜

亀岡市七谷川周辺は約1kmにわたって約1500本の桜が咲き乱れる桜並木が続き、丹波地方随一の桜の名所として連日花見客が訪れる。隣接したさくら公園には28種約280本の桜が植樹されている。周辺には、丹波七福神めぐりの寺や出雲大神宮などの観光スポットがある。

おめでとうございます

「西脇隆俊氏」 京都府知事に当選

平成30年4月8日(日)京都府知事選挙が行われ、公益社団法人 京都府柔道整復師会が推薦しておりました西脇隆俊氏が初当選されました。

山田啓二前知事は長きにわたり本会顧問を務められ、また京都府民のために尽くしてこられました。ありがとうございました。

公益社団法人 京都府柔道整復師会は「安心、いきいき、京都力」「山田府政の継承と発展」を目指す、本会顧問の西脇隆俊知事に大いに期待し、応援してまいります。



西脇知事と本会 長尾会長



西脇知事と山田前知事



本会 長尾会長と山田前知事

『弱さは強さ』



副会長 林 啓 史

この度、新年号で新春のご挨拶の寄稿に引き続き4月発刊号において「巻頭言」を書く機会を与えていただきました。

昨年4月の号におきましては、見出しを「明日死ぬかのように生きよ 永遠に生きるかのように学べ」マハトマ・ガンジーの格言をご紹介いたしました。無抵抗主義でインドの植民地支配からの離脱を果たした壮絶な生き方から実感されたものでしょうが、現世においても通じるものです。今日やるべきことをやり尽くす一方、勉学、研究においては探求心をとどめることなく発揮し続けていくことが、わたくしたちの日常においても重要なことであることを認識していただきたく念を押し申し上げます。

さて、平昌オリンピックが2月25日(日)に閉幕されましたが、空前のメダルラッシュに日本国中が大変盛り上がりました。その中でゴールドメダリストの一人、羽生結弦選手がテレビのインタビューで述べていた、怪我を乗り越えて今日にたどり着く過程において習得した人生訓的なものが大変印象に残っています。会員の先生方も感動して聞いておられたと推察いたしますが、改めてご紹介いたします。

弱さっていうものがあるから
強さっていうものが見えてくる
弱さと強さも僕は表裏一体だと思っていて
その弱さをちゃんとみつめて
転換させられれば、それが強さになると
自分は思っています・・・「弱さが強さである」

これは、139号の巻頭言で掲げました『ピンチをチャンス』に通じるところがあります。故に、特に印象に残ったのだと思います。この格言は単なる励ましの言葉としてではなく、現実ピンチの中に必ずチャンスになる材料が潜んでいるもので、それを探す勇気と平常心を持てば復活し成功に導かれるものであります。運動選手にとって弱さはピンチです、強さはチャンスです。私たちの業界には多くのピンチがあります。これをチャンスに変えるには、先ず、何がピンチなのかをよく分析しチャンスになる材料を探すことが肝要かと考えます。短絡的にピンチの中にチャンスの材料が安直に眠っているではありません。落ち込むことなく、真剣にピンチの解決策を探し、それが見つければ、時により大きな飛躍の材料であったり、思いもよらないものが派生してきたりするものです。平々凡々な中には発展の材料がなく、苦境のなかでその材料が潜んでいることが多いのです。統計学的にも一定の条件の中で証明できるものかもしれません。AIのアルゴリズム的分析にまかせれば、解析してくれるのではないのでしょうか。格言は、理解することができますが、実行することは難しいものです。精神的な鼓舞であったり、心理的な励ましであったりして終わることが多いものです。苦境のなかで、這い上がる強い精神力と、身に染みる教訓を得て、結果とんでもないものが出来上がることが多いことは、多くの偉人伝の中で証明されています。的確な格言、これを知ることが、何よりも頼もしい武器になるのではないのでしょうか。

本年2月4日(日)に開催の研修会で、日整総務部長 三橋裕之先生が講演された「柔道整復師療養費制度の改正」の内容は、たいへん画期的なものであり、受講された先生方も驚かれたことと推察いたします。これまでに会長が事あるごとに報告されており、私も広報誌中で触れたりしておりましたので会員の先生方も概要は御存じのことと思います。この機会に、紙面の都合で多くを語れませんが、一部を要約して述べるとともに私の意見を添えさせていただきます。

教育改革と制度改革が、ほぼ確定したと言ってもよいところに来ております。

教育制度の改革で注目に値するのは、臨床実習であります。それに関連して習得単位については、平成30年3月末までは、養成施設併設の施術所において、最低1単位15時間でよかったものが、同年4月からは45時間以上となり、さらには、外部で所定の接骨院や医療機関等での実習：臨地実習と称される実習が「3単位で135時間以上」が追加されて、合わせて180時間の履修が義務付けられこととなります。その他の追加カリキュラムの単位を加算すると、3年間で履修時間が最低1530時間であったものが、「2750時間以上」と設定されました。

その背景には、単位を最低の時間で計算するなどして「週3日、3年で国家資格取得」と銘打って学生を募集する養成校が出現し、さらに資格者の粗製乱造が進むことへの危機感がこの度の教育改革を加速させるインセンティブとなったといえます。

臨地実習については、学生が実際に開業されている施術所を含む各種医療現場で多くを学ぶことの大切さについては、誰もが推考できることであります。柔道整復施術所・開業の接骨院での学生受け入れが念頭に浮かぶわけですが、どこでもまた、誰彼なしにできるものではありません。

臨地実習指導者についての資格要件が定められています。開業年数、来院患者数などの設定条件の上に、2日間の期限で16時間の講習を受講して認定を受けることです。学生のカリキュラム履修で求められる教科の要件を満たすために、教程基準の周知が図られるための講習とな

ります。

受け入れ先として柔道整復を行う施術所が基本です。医療機関なども想定されているようですが、当然、公益社団法人日本柔道整復師会で、率先して受け入れることにすべきであり、厚労省もそれを期待しています。

そうなれば全国で学年ごと5千人以上の学生を、各地域の公団で手分けして受け入れることになります。

さらに受け入れの話ですが、健康保険を取り扱う場合に必須であった施術管理者の資格要件が強化されました。従来は厚生(支)支局に届けを出すだけで管理者になれたのが、30年4月からは、「開業施術所や医療機関などでの実務経験3年以上(当初においては経過措置が取られる)」と、「2日間で16時間の研修を受講する」ことが条件として定められました。

これは、国家資格取得直後、必要な知識や技能が不足し、十分な経験も踏むことなく開業する柔整師をなくし、また正しく療養制度を理解し、運用してもらうことが主目的であります。

そこで国家資格者を施術所で「勤務柔整師」として雇用などの形で受け入れることになります。学生及び施術管理者資格取得を目指す柔整師の受け入れのほか、この度の制度改革の一環で実施される「電子請求のモデル事業」などにたいして、地域公団が対応する体制の構築づくりのために、きめ細かい実施計画を立てることを速やかに実行する必要があります。

「笛を吹けども踊らず」の現象が出ないように、会員の先生方が参加されるようにする対策を執行部があわせて講じることが必然であります。その上で、成功のカギを握るのは会員の先生方です。何卒ご理解とご協力をお願い致します。

幸い長尾淳彦会長が日整の理事であり、行政側が設置した関係委員会の委員の役職にもついておられ、中央の情報が、生でどんどん入ってくる恵まれた環境にあります。的確かつ詳細な情報の発信と本件に対する取り組みが、会長主導で行われます。

千載一遇ともいえるこのチャンスを逃さずことなく、柔整師の未来に禍根を残さないようにしようではありませんか。

その他の療養費に係る制度改革として『審査会の権限強化』『電子請求のモデル事業実施』が行われます。これに対するコメントは紙面の都合上別の機会に申し述べます。

これらがすべて相関関係にあり、その目的とするところは柔整界が正しい評価を受け、本来あるべき姿で社会に貢献することです。公益社団法人日本柔道整復師会が中心になりこの度の改革を成功させることにより、請求代行組織を淘汰し、個人契約者をなくし全員、公益社団法人日本柔道整復師会のもとで業務を行い、団結して事が成されるようになることが近道であると考えます。

別の話ですが、個人情報の保護法にも関連する「プライバシーマーク」をブランド力の向上のために取り組む企業、個人事業者が増えてきております。このマークを取得して、会員施術所の差別化を図る計画を立てております。本会におきましても専門委員会の立ち上げを予定し、実行する方向で進んでおります。私もまだ詳しくは承知しておりませんが、取得には数々の難問をクリアする必要があり大変な苦勞を余儀なくされますが、成功すれば社会での信頼度が大きく上がることに繋がります。

この号が先生方のお手元に届く前に会の方から何らかのアクションがあると思います。

馥郁たる梅の香りがする日が過ぎいつの間にか桜が咲く、静謐な季節の移ろいとは程遠い業界の世情ですが、会員の先生方の益々のご活躍を願ってやみません。

「平成30年度から 柔道整復師制度改革が行われています」

平成30年度は診療報酬、介護報酬の同時改定が行われます。昨今の高齢者人口増加による医療費の増加により、給付抑制の風当たりの厳しさは適正給付の名のもと、他の医療職種だけでなく、柔道整復師業界にも及んでいます。

今回は「教育改革」「施術管理者要件強化」「公的審査会の権限強化」の制度改革が行われます。少子高齢化に入った現代社会における柔道整復師の役割、諸制度をより明瞭にするために行われるものと考えられます。以下に要点をまとめましたので、皆様の参考になればと思います。

1. 受講カリキュラムの変更

- ・養成校付属接骨院での臨床実習 1 単位 15 時間～ 45 時間から認定外部接骨院や医療機関での臨床実習 1 単位 45 時間以上に変更
 - ・プラス 3 単位 (135 時間) 外部の認定整骨院及び医療機関での臨地実習
 - ・座学に於いては 85 単位 (2450 時間) から 99 単位 (2750 時間) の履修
 - * 医用画像および超音波画像の理解も含まれる。
- 以上が平成 30 年度 4 月より必須条件となる。
- * 臨地実習中に出来る行為としては、患者の同意を得たうえでの指導者の指導監視の下、施術介助を行う事となる。

**柔道整復師学校養成施設
カリキュラム等改善検討委員会**

- ◆ 柔道整復師学校養成施設指定規則等改正
- 最低履修時間数の設定 1 単位とは「15 時間～45 時間」(現行)
1 単位 (15 時間) 3 年間で 1530 時間ではなく、
最低履修 2,750 時間以上に設定。
- 総単位数の引上げ
 - 85 単位以上 → 99 単位以上に
 - 養成校附属接骨院での臨床実習 1 単位 → 4 単位へ
 - 医用画像の理解 4 単位, 社会保障制度 (保険の仕組み)。
 - 介護予防、職業倫理等を追加。
 - プラス各養成校で独自のカリキュラムを追加すること
 - 認定実技審査は H30 より変更

2. 平成36年4月以降に施術管理者となろうとする者の条件

- ・実務経験 3 年以上。16 時間 / 2 日間の施術管理者となる為の座学研修受講

* 現在学生の段階的实施について

平成 30 年 4 月から平成 34 年 3 月までに施術管理者の届け出を行う者は 1 年間の実務経験

平成 34 年 4 月から平成 36 年 3 月までに施術管理者の届け出を行う者は 2 年間の実務経験

平成 36 年 4 月以降に届け出を行う者は 3 年間の実務経験

いずれも 16 時間 / 2 日間の座学研修講習は必須となる。

【お知らせ】柔道整復師の資格を取得される皆さま、関係の皆さまへ

平成30年4月から、
**柔道整復療養費の受領委任を取り扱う
「施術管理者」の届出※の際**は、
実務経験と研修の受講が要件となります。

※個人契約の場合は「申出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための条件について、これまで柔道整復師の資格のみとされてきましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなります。

平成30年3月末に施術管理者の方も、平成30年4月以降、新たに届出をし直す場合などは、同じ対象となります。関係の皆さまは、ご確認くださいませようお願いします。

実務経験の期間について

実務経験の期間については、条件の追加に伴う申請書として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定めます。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	→ 1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	→ 2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	→ 3年間の実務経験

研修の受講について

研修については、施術管理者として適切に業務請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について (3) 適切な施術所管理 (2) 適切な業務請求 (4) 安全な臨床

★ただし、以下の方は特別に届出が認められます。裏面をご覧ください。

平成30年3月の国家試験で資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画の方



特例

平成30年4月から「施術管理者」になるための要件として新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなりますが、以下に該当する場合は届出をすることにより施術管理者の登録が認められます。

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、
すぐに施術管理者となる計画をしている方

1. 対象者

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格取得後、すぐに施術管理者となる計画をしている方で、4月1日～5月末日までに、施術管理者となる届出をした方（届出には、以下2 と3 を実行する事前書の送付が必要となります。）

2. 必要な実務経験（実務研修）

特例の対象者については、1年間の実務経験の代わりに、受領委任の届出から1年以内に、ご自身が運営する施術所以外の以下の要件を満たす施術所で、合計7日間相当（1日あたり7時間程度）の実務研修をすること。

施術所の要件	① 施術管理者として継続した管理経験が3年以上あること、 ② 現在、あるいは過去に行政処分を受けていないこと。
--------	--

3. 研修の受講

受領委任の届出から1年以内に、施術管理者の研修を受講し修了すること。

【注意】2、3 を満たさなかった場合、受領委任の取扱いを中止します。

○上記の検討は、社会保険審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の報告書「施術管理者の要件について」（平成29年3月27日付）を基に行われています。

○同報告書は、厚生労働省のホームページにも掲載していますので、ご参照ください。
【厚生労働省ホームページ】
社会保険審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/wing-tocho.html?id=12070>

※厚生労働省ホームページより引用

3. 開業している施術管理者が学生の臨地実習を受け入れる為の条件

- ・開業5年以上
- ・平均患者来院数20名/日
- ・臨地実習指導者認定講習の受講 2日間/16時間の研修受講
- *研修費用は受講料2万円が必要
- *一人の実習生受け入れ 1単位につき、11250円（時/250×45時間）が養成校より支払われる。およそ、6～7日間の講習で1単位取得となる

養成校の外部臨地実習（臨地）について

1. 指定臨地実習施術所となるために

- （公社）全国柔道整復学校協会主催の講習会を開催。
2日間・16時間以上の受講が必須。
※卒業後臨地実習認定施術所登録をしている施術管理者は1.5時間の講習免除予定
- 受入れ先の「臨地実習接骨院」とは
主催の本講習会を修了し、学校協会会長名ならびに厚生労働省医政局長名で証明された修了証書を受領した施術管理者（接骨院）であることが必須。
- 行政への届け出は
当該養成施設校が行政へ「指定臨地実習施術所」の届け出（登録）をする。

2. 講習会を受講が（必須） 受講料：20,000円

来年2月頃より全国で実施に向け内容を検討・協議中

指導者講習会開催指針

- 講習会実施担当者（構成）
(1) 講習会主催責任者1名以上 (2)との兼務可
(2) 企画責任者（企画・運営・進行）1名以上
(3) 講習会世話人 1グループ1名以上
講習会修了者又は同等以上の能力のある者
- 講習会開催期間
実質の講習時間合計は16時間以上、連日が原則、分割開催では開催間隔を可能な限り短くし研修内容の一貫性に配慮すること。
- 講習会の形成（ワークショップ）参加者体験型 50名以内
①講習会の目標があらかじめ明示し、1回当たりの参加者は50名以内
②参加者が6～10名のグループで討論及び発表を重視した内容であること。
③グループ討議、発表の結果を記録した内容を盛り込んだ報告書を作成
④参加者の票根を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されること。
⑤参加者が能動的、主体的に参加するプログラムであること。

4. 柔整審査会（柔道整復療養費審査委員会）の権限強化（平成29年10月に実施されています）

現行の柔整審査会に権限を強化し、審査体制を強化させること
主に同一患者の負傷と治癒等繰り返す施術、いわゆる「部位ころがし」に関する事が追加された。

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(案)	
1. 平成28年10月1日から施行するもの	【1】同一療養の複数患者への対応の見直し
2. 員外案の検討が必要であり、年内を目途に方針を決め、長知を置いた上で平成28年度から実施を目指すもの	【2】患者の属性別の対応の見直し 【3】支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表 【4】都府県別、等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定 【5】柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑い強い施設等に資料の提出や説明を求める仕組み 【6】地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、受援受任の取組の中止を確実に運用する仕組み 【7】保険者や柔整審査会が施設等に於いて取組の費用負担の軽減の経路がわかる資料の提示を求めることができる仕組み 【8】事業費等に食品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施設を療養費支給の対象とする 【9】支給申請書形式の統一
3. 員外案の検討が必要であるとともに、十分な先行準備が必要であり、年度内を目途に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの	【10】施設管理情報について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入 【11】研修研修生等について、一定の要件を満たす施設管理者に限り認定可能とする仕組みへの実施 【12】電子請求に係るモデル事業の実施
4. 継続的に実施するもの	【13】地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化 【14】不正請求の発生状況の把握
5. 次期年度に向けて、調査を実施するもの	【15】調査対象施設の種類・項目事例に関するデータの収集 【16】柔整審査会とあはき療養費との付随の実態把握
6. 引き続き検討するもの	【17】支給申請書における医療経過の記載が簡易から記載すること 【18】問題点のある患者に対し、保険者において受援受任が適切に、償還払い、か認めない期間を与えること



※厚生労働省ホームページより引用

5. 電子請求のモデル事業実施

公益社団法人東京・大阪・愛知・京都・三重で平成12月13日より厚労省委託のヒアリング調査開始

療養費支給申請イメージ

・従来のパターン：患者→施術所→社団（社団外は直接、各保険者・国保連合会に提出）→各保険者・国保連合会→柔整審査会

（各保険者・国保連合会では事前審査を行い、不備があれば返戻を行う。審査会の審査にあたり必要とあれば施術管理者より報告等徴することが出来る）

・電子請求パターン（案）：患者→施術所→社団（社団外は直接、各保険者・国保連合会に提出）→各保険者・国保連合会→柔整審査会

（各保険者・国保連合会では事前審査を行い、不備があれば電子返戻を行う。審査会の審査にあたり必要とあれば施術管理者より報告等徴することが出来る）

*患者には電子署名をもらう、社団会員は請求データを社団に提出し社団外は直接、各保険者・国保連合会に請求データを提出する。柔整審査会ではデータ化されたもので審査を実施する。

6. 不適正な広告への取り組み

今後、柔整・あはき（あんま、針灸、マッサージ）の広告に関するガイドラインの作成を行う。保健所より不適切な広告を掲げている施術所への指導徹底を行う。

現行の第24条

（広告の制限）

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項

柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない

（広報部 梅谷慎二）

第2回運動器疾患対応力向上研修事業 京都府柔道整復師会館移転計画 (土地購入)に係る説明会

平成30年2月4日(日)午後1時30分から京都商工会議所3階講堂にて第2回運動器疾患対応力向上研修事業・京都府柔道整復師会館移転計画(土地購入)に係る説明会が開催されました。総合司会を中森稔博学術部員が務め、林啓史副会長の開会の辞で始まりしました。長尾淳彦会長の挨拶では、平成30年4月からの制度改正の方向性、その背景について述べられました。

司会者より辻吉郎先生(十条武田リハビリテーション病院副院長)が紹介され、『運動器の負傷による機能低下の高齢者に対する機能回復訓練の理論と実践』-高齢者の骨折と骨粗鬆症についてこけない環境作りとこけても骨の折れない身体づくり-と題して、ご講演いただきました。

大腿骨頸部骨折について年齢別、性差、受傷月、受傷原因等の疫学的説明、実際に受傷されたレントゲン写真を用いての症例説明、転倒の定義、対策、予防方法についてなど運動器を取り扱う柔道整復師にとって非常に有意義な講演となりました。会場より運動に取り組まない高齢者に対する対応方法、実際に接骨院で行っている片足立ち訓練についての質問があり、医療者側からの声掛けではなく、周囲の友人と一緒に参加することを促す方法やフラミング体操の具体的な方法を回答されました。



辻吉郎先生



三橋裕之先生

引き続き三橋裕之先生(公益社団法人日本柔道整復師会総務部長)が紹介され、『「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正ほか』と題し、ご講演いただきました。

現在の柔道整復師の状況、養成校のカリキュラム改定や臨地実習などの教育制度改革や柔整審査会の権限強化、施術管理者について、電子請求について、不適切な広告の是正、今後の療養費の取り扱いについての方向性を説明していただきました。

司会が中森会員より中田康人総務部長に代わり午後4時35分より京都府柔道整復師会館移転計画(土地購入)に係る説明会が始まりました。長尾会館建設実施委員長より概要の説明があり、柴田宗宣会館建設実施副委員長より平成30年度の会館移転の予定の現状等詳細を説明されました。

そして、柴田副会長の閉会の辞をもって第2回運動器疾患対応力向上研修事業、会館移転計画(土地購入)に係る説明会を終えました。

(広報部 森田康裕)

女子バレーボールチャンピオン大会

第六分隊 分隊長 国本 一路

平成 29 年 11 月 26 日(日)、西京極総合公園内のハンナリーズアリーナにおいて、女子バレーボールチャンピオン大会が開催されました。出場チームは各地域の予選を勝ち上がった全 16 チーム。約 150 名の選手たちが初戦から激しい熱戦を展開。逆転につぐ逆転という一進一退の攻防に、観客席から大きな声援が飛んでいました。そんな熱き大会の救護班として、城陽支部の山本淳隊員と私が派遣されました。

午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分頃まで試合が行われましたが、負傷者 1 名(右足関節捻挫)と腓腹筋痙攣が 1 名。また負傷者ではありませんが、ケガの予防目的としてのテーピングを希望される方が 3 名おられ、対応させてもらいました。

今回のバレーボールチャンピオン大会の救護活動を通じて、負傷者への応急手当だけでなく、予防のテーピングも行ったほうが、もっと貢献できるのではないかと感じました。



右 国本一路分隊長
左 山本淳隊員



会場

救護班として大会を支えてはいるものの、それはあくまでも「負傷者」に対する対応となり、柔整啓蒙活動としてはいささかアピールに乏しさを感じてしまいます。そこで救護ブース前に「テーピング」などの文言を掲げ、選手たちが予防目的のテーピング処置を希望しやすい環境を整え、柔道整復師という職業をアピールまたは再認識してもらう。

しかしテーピングなど材料にかかる経費の問題もあるため、救護班として議論の必要性を感じています。



活動風景



活動風景

第18回 格趣書法会展開催

書道同好会 井坂 豊

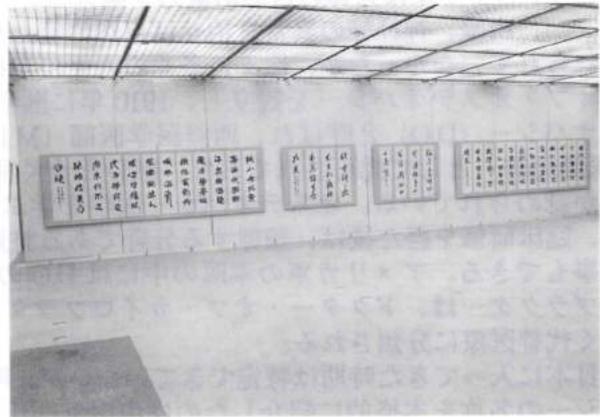
都合上、隔年に開催する「第18回 格趣書法会展」が、今回に限り会場の確保が難しく、時期が遅れ平成29年11月4日(土)、5日(日)となった。通常であれば、9月または10月の連休を予定するも、美術館改修工事の為、日展その他の展覧会と重なり、会場となる「日凶デザイン博物館」の確保ができなかった為である。

当日、京都は紅葉の時節、また12月に「吉例顔見世興行」で襲名披露する中村芝翫氏が公演の成功を祈願した八坂神社から、興行の会場となるロームシアター京都まで「お練り」が行われ、会場周辺は大変な賑わいであった。

当会場は書に関係のある方はもちろんの事、その他 興味の方々など多くの方が訪れた。午後1時より恒例の小野趣石先生による各作品の紹介と合わせて作品の趣旨の説明が行われ、参加者は他の展覧会では聞く事の出来ない、ましてや個々の作品における趣旨説明等、聞きたくても聞く事の出来ない展覧会において全ての作品を説明できるのは小野先生を措いてはまずできないと思われる。出展作品は各自思うがまま書く事が出来、個性溢れた素晴らしい作品が展示されている為、本場中



国からの観覧の方にも「これが本当の展覧会である」と絶賛してくれたと、師の言葉である。平成30年を迎え、思えば本格的に書を習い始めて30有余年がたち、その間小野先生のご指導でどうにかある程度まで行きつく事が出来た。しかし書の世界は奥が深くこれからもご指導のもと邁進したいと思う次第です。書に興味のある方はどうぞ、本会事務局または私と西京支部 西 吉徳先生にご連絡下さり、ぜひご参集下さい。小野先生も大歓迎致しておりますので。



京都府柔道整復師協同組合主催 「オステオパシー講習会に参加して」

協同組合理事 波多野晃彦

平成30年2月18日(日)午後1時から京都医健専門学校(京都市中京区)において、「柔道整復師がオステオパシーを学ぶメリット～足関節捻挫に対するアプローチ」と題し、講師に東山裕紀先生をお迎えし講習会を開催いたしました。

〈講師略歴〉

- ・兵庫県淡路島出身
- ・行岡整復専門学校柔道整復科卒
(在学中から本会乙訓支部の中村圭一会員に師事、東山・山科支部の廣井徳次郎会員と同級生)
- ・柔道整復師(現在、大阪府高槻市で接骨院を開院)
- ・日本オステオパシープロフェッショナル協会会員・講師
- ・ダラス・オステオパシー研究会認定講師



講義風景



東山裕紀講師

それでは今回、講義いただいた内容の要旨をご紹介します。

〈歴史〉

今から約150年前の1874年にアメリカミズーリ州の医学博士アンドリュー・テイラー・スティール氏によって創始されたものである。スティールは南北戦争の従軍医師であったが、息子と養子を次々と髄膜炎によって亡くし、自分の無力さに嘆き、それから研究を重ね、オステオパシーを創始した。その語源はギリシャ語の「骨」を意味するOsteonと「病」を意味するPathosからなる造語である。

元々、スティールは人体の自然治癒力を阻害している原因は骨にあるとしていたが、のちに筋肉や血管、リンパ、内臓、神経等の異常を治せば自然治癒力が高まると提唱した。当初は西洋医学からは全く受け入れられていなかったが、徐々に多くの人々に支持されるようになり、1892年にアメリカン・スクール・オブ・オステオパシーを設立し、1910年に医学認可を受けた。アメリカではドクター・オブ・オステオパシー(D.O)と呼ばれ、西洋医学医師(M.D)と同様に正規の医師である。D.Oはすべての州で「医師免許」として認可されており、M.Dと全く同等に診断・外科手術・処方・投薬等の全ての医療行為が認められている。オステオパシー医学を学ぶ学校もM.Dと同様に、大学院レベルに設置されており、臨床研修を経た後は、類似する分野である整形外科医のみならず、救急救命医・一般内科医等を選ぶ事もできる。アメリカ軍の軍医の中にはD.Oの医師も多数存在している。ちなみにアメリカでカイロプラクターは、ドクター・オブ・カイロプラクティック(D.C)などと称されるが、正規の医師ではなく代替医療に分類される。

日本に入ってきた時期は特定できていないが、明治から大正時代に伝わったとされており、オステオパシーの名称を本格的に紹介したのは山田信一氏で「山田式整体術講習録(山田式整体術講習録)」の第2巻にオステオパシーの原理が紹介されている。日本では整体・カイロプラクティック同様、無資格の無届医業類似行為である。

〈基本理論〉

オステオパシーでは、次の4原則の基に治療を行う。1. 身体は一つの単位(ユニット)である。一

人の人間とは身体、心、精神の単位である。2. 身体は自己調節、自己治療、健康維持能力を持つ。3. 構造と機能は相互に関与し合っている。4. 合理的な治療は身体の調和、自己調節、構造と機能の相互関係の基礎的原理に基づいている。このようにオステオパシーとは一人の人間を身体・心・精神から成る統一体として捉え、統一体としての患者がどのようにして健康から逸脱してしまったのか、その結果どのようにして病気になったのかをオステオパシー理論、解剖学、生理学の知識を基に考え、病を起こしている生命体の構造からの哲学的な問いに答えるべく患者を観察し、異常な部位を調整・矯正することによって人体が調和して働くことを目的とした療法である。

平たく言えば、身体は自己治癒力を備えているが、自己治癒力を上回る何らかの外力または内的変化が生じた時に病気が発生するとされ、解剖学・生理学の知識を基に全身のつながりや構造と機能の関係性を考え、変化したところを見つけて正常に戻していくのが目的であり、その人に合った必要な施術を行い健康に導くというものである。

治療法は、大きくわけて次の2つに分類される。

(直接法) ある部位に機能障害を起こした際、動作に一定の制限(バリア)が生じる。すなわち生理学的な限界点が異常に変化し、センターポイント(中心点)から近い状態になる。直接法はそのような病的限界の先に力学的動作を加えることにより、生理学的限界を正常に近づけようとするものである。制限に対して直接外力を加えることにより、可動性を正常に回復する方法である。制限に対して直接アプローチすることから直接法と呼ばれる。直接法は痛みを伴うが、可動域を広げる方法としては大変有効な手技である。

(間接法) 直接法とは逆に、より生理学的限界のセンターポイントより遠い方、すなわち、その部位が動きやすい方向に力を加える。オステオパシーでは生理学的な限界が遠い方向を機能障害という。例えば、骨が右に異常湾曲している状態では、骨は右に動きやすいが、左には動きにくい。動きやすい方は病的な方向であるので、右側機能障害という。間接法はその機能障害の方向にあえて動作を加えることにより、脳に異常な様態を認識させ、正常に戻す治癒力を発揮させて治そうとするものである。間接法は痛みを伴わずに行える有効な手技であるが、正確性が求められる。

上記以外にもさまざまな手法があり、両者を兼ね備えたものもある。昨今よく話題になっている「筋膜リリース」もこの分野に含まれる。

〈足関節捻挫に対するアプローチ〉

今回短時間ではあったが、我々柔道整復師がよく扱う足関節捻挫、中でも頻度の高い内反捻挫に対するアプローチについて学んだ。内反捻挫の発生起点をもう一度おさらいすると、足関節(距腿関節)の底屈・内転・回外外力が過度に加わった際に発生するものであり、足関節の外側を構成する靭帯・筋・骨などが変成をきたすことは言うまでもないが、オステオパシーの理論からいくと、足関節に変成をきたすと、外力がさらに下腿から膝、股関節、骨盤、そして内臓(腹膜・横隔膜を含む)、程度によっては頸部まで及ぶと考えられており、これらから変成をきたした個所を見つけて矯正していくというものである。今回、実際に手技も幾つか教示いただいたが、文章でご紹介するのは難しいので、ここでは割愛させていただきたい。我々柔道整復師はまず、RICE処置を行い、整復・固定等を施すが、オステオパシーはそのあとに行うプラスαだと東山先生は述べられていた。



実技講習



講師と参加組合員

〈柔道整復師がオステオパシーを学ぶメリット〉

さて、本題である「柔道整復師がオステオパシーを学ぶメリット」とはなんだろうか。東山先生は「治癒力が正しく働けば治癒までのスピードがかなり早まる」とか「筋骨格系だけではなく、内臓や神経・血管・リンパなどあらゆるものに対応する技術がある」、「身体が正常に働くことを目的にしているのであらゆるケガや病気に対応できる」、「自分の治療の引き出しが増える」、「結果的に患者さんに喜ばれ

る」など述べられていたが、確かにそうである。

何れにせよ、的確な治療を行うには、詳細な解剖学的知識や生理学的知識等が必要であり、その知識を持って触診し正確に判断し、その結果を基に適切な治療を施す繊細な技量が必要である。従って当然、短時間での習得は困難であり、相当な時間を費やし、医学的知識と技術の習得・研鑽を積まないといけないオステオパシーにおける治療を行うことは困難であると痛感した。

結びに、これは講師から教えてもらうものではなく、各講習生自身がどう活かせるか導くものではないだろうか。そして、この解剖学・生理学知識や技術の習得・研鑽こそ柔道整復師がオステオパシーを学ぶ最大のメリットではないかと私は思う。

参考文献：エンタプライズ社「オステオパシー・スティルテクニクマニュアル第2版」

(後記)

率直に今回参加して良かったと思います。参加するまでは、カイロプラクティックや整体とよく似たような手技程度のイメージでしたが、全く違ったもので、良い勉強になりました。また、自分の医学的知識の乏しさを改めて痛感しました。直接、柔道整復術に結び付けるのは難しいですが、知識や手技の幅として習得しておけば、今後の施術に活かせるものだと思います。

前述したとおり、オステオパシーの施術を行うには、卓越した解剖学・生理学知識と熟練した手技が必要であり、一筋縄ではいかないことがよくわかりました。私はこれからまだまだ勉強していきたいと思えます。ご興味を持たれた方は次回、ぜひとも参加されてはいかがでしょうか。

最後に、今回講習会を提案いただきました中村圭一先生、そして、大変わかりやすく丁寧に講義いただきました東山裕紀先生に厚く御礼申し上げます。

平成30年度 京都府柔道整復師協同組合 指定業者懇談会

平成30年3月18日(日)午前10時から京都商工会議所3階第2会議室において、標記懇談会を開催いたしました。わたくし波多野晃彦が司会進行を務めさせていただき、山村政男副理事長の開会の辞及び挨拶、塚原貴史専務理事による前年度概況報告、中西栄一副理事長の前年度新規指定業者様のご紹介、指定業者様による自己紹介の順で行われ、そして個別懇談において指定業者様のご意見やご要望等をいろいろお聞きし、懇談会は成功裏に終了しました。

当日参加いただきました指定業者様は次の通りです。(株)みらいふ、メットライフ生命保険(株)大阪アーバンA/O、メットライフ生命保険(株)京都烏丸A/O、ブレデンシャル生命保険(株)、国際保険(株)京都支社、(株)吉田養真堂、和光電研(株)、テイコクファルマケア(株)、西尾衛生材料(株)、アクトプラスワン(有)、東和ハイテック(株)、(株)エス・エス・ビー、(株)ユーテック、スポーツバンク(株)
(敬称略・順不同) (投稿：協同組合理事 波多野晃彦)



塚原貴史専務理事による概況報告



個別懇談風景

支部だより

下京・南支部研修会

通信員 保家幸生

平成29年11月25日(土)午後4時半から京都市左京区岡崎にある八千代館にて支部会・懇親会(18名/27名中)を開催しました。

支部の恒例行事となっております研修会でしたが、講師の先生と連絡の齟齬があり急遽、ミニ保険講習会となりました。

支部会では、初出席となりました上岡伸光会員の紹介がありました。

続いて秋の運動会に参加された会員からの報告をいただき、明年も活動を更に充実させていくよう話し合いました。

そして明年は支部旅行の年に当たるので参加の呼びかけをしました。

ミニ保険講習会では保険部担当副会長の林啓史先生に急遽講師として日頃の業務での問題点や広告問題、施術管理者、新規開業者への注意事項など、保険講習会で説明されたことを更にかみ砕いてお話していただきました。

そのあとは、料理をいただきながら業務の話題、趣味の話に、大いに盛り上がり楽しいひと時を過ごしました。

今回の研修会は私のために講師の先生、支部の皆様にご迷惑をかけ申し訳なく思います。以後このようなことがないように気を付けていきます。



初出席の上岡伸光会員



支部研修会風景

支部だより

中丹支部旅行

通信員 山根文彦

平成29年12月2日(土)福知山ロイヤルホテル&スパにて中丹支部の忘年会を行いました。まず先月に急逝された志津原日出海会員への黙祷から始まりました。支部にとって悲しい出来事ですが、家族の方から忘年会を楽しみにされていたとの話も聞き、いつものように始まりました。

鍋を囲みながら、業界の話、来年の支部行事のこと、プライベートな話まで色々な話をしました。また、カラオケ等もありいつも以上に盛り上がり、交流を深めました。

最後に来年の活躍と皆が健康でありますように一本締めを行い、散会となりました。



支部だより

南山城、城陽、宇治支部会・懇親会

通信員 池田和重

平成30年2月17日(土)宇治市にある「静山荘」にて、南山城、城陽、宇治支部の合同支部会が開催されました。

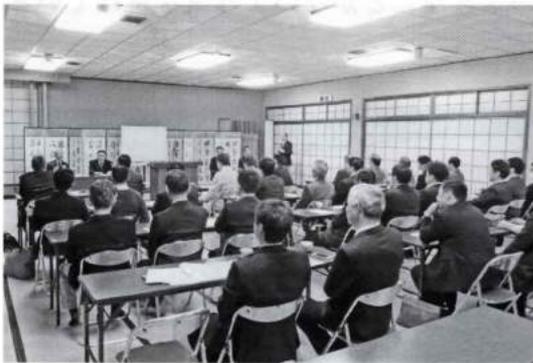
午後6時30分から各支部合同で近況報告や会員動静の報告が各支部より行われました。その後、本会から来賓として林啓史副会長をお招きし、平成30年4月より柔道整復師養成学校や新規開業する方の抜本改革と、最近の保険情勢のお話をいただきました。

午後7時30分から懇親会に移りました。来賓

として衆議院議員 安藤裕先生、京都府議会議員 村田正治先生、京都府議会議員 園田弘道先生をお招きし、皆様から挨拶をいただきました。今回2回目の3支部合同の支部会で、総勢45人の参加でした。

支部の隔たりなしの有意義な情報交換の場となり、あっという間の約2時間でした。

今回ご多忙で参加出来なかった会員にも、次回は是非参加していただけることを望んでおります。



支部だより

伏見支部会・懇親会

通信員 松本吉弘

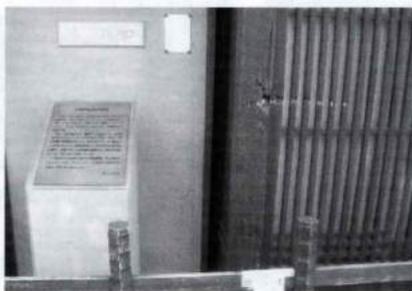
小雪のちらつく平成30年2月17日(土)伏見桃山の老舗料亭「魚三楼」において支部会・懇親会が開催されました。

幕末、新政府軍と幕府軍が衝突した鳥羽伏見の戦いでは、この魚三楼の前に布陣した新選組が鉄砲で武装した薩摩軍へ白刃で切り込んだといわれ、表の格子には当時の銃砲戦の弾痕が保存されています。

松本吉弘支部長より救護関連事業について、同意医師に関して、京都府柔道整復師会館移転計画についての説明の後、新入会員の西垣正太会員の紹介がありました。



午後6時から加藤邦男会員の乾杯のご発声により、懇親会が始まり、伏見の地酒とともに京懐石を堪能いたしました。



支部だより

北支部、上京支部、左京支部 合同研修総会・懇親会

通信員 相良 遼太

去る、平成30年2月24日(土)午後6時から平成30年度左京会・京柔整、北・上京会合同研修総会並びに懇親会がウェスティンみやこホテル京都にて開催されました。山形高明左京支部長による全体挨拶ののち、左京支部、北・上京支部にわかれて総会が行われました。

各支部の会員数、会員動静、会館移転に関する事。平成30年度救護係派遣要請に関する依頼内容の報告がありました。その後、長尾淳彦会長より、会館移転に関する進捗状況、建設予定地活用を図るための駐車場賃貸事業、及び柔道整復師保険施術協定料金表の改正、電子請求の件について報告があり、今後、我々柔道整復師がどのように社会と接し貢献していくべきかについての話がありました。

総会終了後、乾杯の合図とともに懇親会が開催され、美味し

い料理と共に各会員同士で楽しい時間を過ごしました。次回、支部会・懇親会共に多数の参加をお待ちしております。



支部だより

西山会開催

通信員 屋部 勇児

平成30年3月3日(土)冬の余韻が残る頃、リーガロイヤルホテル京都「ル シーヌ」の間において右京・西京・乙訓3支部による西山会を開催いたしました。会員62名中、出席者30人、委任状届25人、欠席者7人で過半数以上を得て西山会が成立いたしました。

研修会は当初午後5時30分を予定しておりましたが、当日本会の理事会と日程が重なったために6時30分開始に変更となりました。まず、長尾淳彦会長から業界近況に置ける教育改革や実務研修制度、施術管理者となるための指針、電子請求の動向、返戻に関する手順、いましがた終了した理事会で討議された内容など、重要な事柄についてお聞きすることが出来ました。

その後、田中弘昭学術部部長、中村英弘保健部長、中川稔貴広報

部長を通し、今後の予定や動向についてのお話をお聞きしました。最後に、もう一度長尾会長より建設計画中の新会館の有効利用についてのお話がありましたが、新会館の新規住所が西山3支部に近いということから、是非会員に知らせたいという長尾会長の思いが伝わってくるお話でした。

午後7時30分から藤野勝弘会員にご挨拶をいただき、菅野泰二郎会員の乾杯で第2部懇親会が始まり、フルコースの美味しい料理を、赤・白ワインやビールと共にいただき日頃の労を癒すことが出来ました。話は尽きないところでしたが、山村政男会員に閉会のご挨拶をいただき西山会は終了となりました。

今回、ご出席いただきました会員方には急な時間変更にもかかわらず調整していただいた事を心からお礼申し上げます。



屋部勇児右京支部長



会議風会 (長尾会長講演)

下京・南支部 研修旅行

通信員 安田 優二

平成30年2月24日(土)～25日(日)、下京・南支部の研修旅行が行われた。24日の午後3時30分に京都駅八条口の新都ホテル前に集合した。参加者は保家幸生支部長、住田卓也会員、私、安田優二会員の3名である。当日集合するまで参加者数を聞いていなかったのであるが余りの少なさに少なからず驚いた。もっとも前回の支部旅行は2名という未聞の人数なので今回の3名は驚くに値しないともいえようか。さて、保家支部長の運転するレンタカーで一路、淡路島まで向かった。順調に走り、明石海峡大橋を渡った。この橋は世界最長の吊り橋で全長3911mある。渡る度によくこのような橋が建造できたものと感心する。この日は黄砂が飛来しているのか空が霞んでおり、青空は見えなかったが赤い大きな太陽が西に傾いてきているのが幻想的な風景であった。西の海岸から夕陽を見ようということになり、北淡町で高速道路を降りて海沿いの一般道を走るも期待したほどの夕陽は見る事が出来ず、再度、高速道路に乗り、本日宿泊する南あわじ市福良の民宿「浜福」にやってきた。辺りは薄暗くなっていて、ひと風呂浴びて、夕食となった。今回の旅の目玉として「淡路島三年とらふぐ」を賞味するということがあり、楽しみにしていた。そのとらふぐは期待に違わず大変美味しいもので会員一同、業界話、施術の話、世間話に花を咲かせつつ堪能した次第である。てっちり、てっさ、てっぴ、唐揚げ、焼きふぐ、ぬた、酢の物、白子、ヒレ酒を頂き、最後は雑炊で締めて終了。早々に就寝した。

翌日は朝食をたっぷり頂き、保家支部長より日常業務での注意点など体験談を聴かせていただき、それについて会員が雑談形式でディスカッションして、充実した研修時間をひとしきり共有した。あっという間にチェックアウトの時間になり、出発した。第4日曜は福良漁港の朝市があり、その日に当たっていたので行ってみた。中々の賑わいで屋台の店には行列ができていた。その後、西側の海岸に沿ってドライブ、この日は住田会員の運転のお世話になった。次に向かったのは淡路市多賀にある伊弉諾神宮である。ここは国土創生の神、伊弉諾尊(いざなぎのみこと)・伊弉冉尊(いざなみのみこと)が祀られている。「古事記」「日本書紀」によると、世界で最初に生まれたのが淡路島であるとされている。古の神話に思いを馳せ、最古の神社という説がある伊弉諾神宮にお参りして有意義な時間を過ごした。昼食は淡路市富島の「いちじろう」で海鮮丼を頂く。別に南蛮漬け、鯛のあら炊き、赤だしも注文して皆で頂く。見た目もきれいで味も良かった。ずいぶん昔、支部の写真同好会で淡路島を訪れたときも移転前のこの店を訪れたことを保家支部長は覚えておられて昼食はここになったようである。カウンターで店のご主人にお話を伺いながらの食事は楽しかった。

昼食後、北淡震災記念公園に向かった。1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災は大きな被害をもたらした。この記念公園は野島断層保存館で断層をありのままに保存し、地震の脅威を感じ、地震に備える大切さを伝えるために整備されたとのことであ

る。他にエントランスホールでは震災被害の様子が展示され、震災体験館では震災の激しい揺れを疑似体験できる。野島断層は地震発生の際に南東側が南西方向に約1m～2m横ずれし、同時に南東側が約50cm～1.2m隆起して逆断層となっている。北淡震災記念公園は1998年にオープンして後、天然記念物に指定された。また、神戸市長田区にあった通称「神戸の壁」も移転し公開されている。色々としつくりと見て周り、体験し、震災の恐ろしさ、自然の驚異を感じた。京都に向けて出発し、まだ明るいうちに無事到着、帰宅した。保家支部長、住田会員、お疲れ様でした。



民宿にて



伊弉諾神宮



野島断層

会員の動静

新入会員紹介

植道 郁三 (山科支部)
(1月入会) 洛東接骨院
京都市山科区北花山中道町35番14
Tel : 075-582-1231

八木 克敏 (右京支部)
(2月世襲入会) 八木接骨院
京都市右京区西京極
南方町72
Tel : 075-313-7786



田中 充 (中丹支部)
(1月入会) 安田接骨院
京都府福井山市字岩井79-8
Tel : 0773-23-8210



福田 啓志 (下京南支部)
(3月入会) ひろ鍼灸整骨院
京都市下京区中堂寺庄ノ内町
50-14
Tel : 075-286-3852



西垣 正太 (伏見支部)
(1月入会) やぎ向島接骨院
京都市伏見区向島善阿弥町
35-5 ベルハイツ望月105
Tel : 075-601-3855



堀川 直起 (西京支部)
(3月入会) 堀川接骨院
京都市西京区下津林東芝ノ宮町
43 ファミージュ桂1F
Tel : 075-382-5849



退会

12月 川口和也 (伏見支部)
1月 藪内豊和 (中京支部)
1月 高木秀典 (東山・山科支部)
2月 井爪英人 (右京支部)

名称変更

1月 みやこ整骨院→
みやこ鍼灸整骨院 (上京支部)

種別変更

1月 八木高大先生
正会員から賛助会員へ (右京支部)
2月 大島 亮先生
勤務柔整師→施術管理者
(志津原鍼灸接骨院) (中丹支部)

死亡退会

謹みてお悔み申し上げます

- ◆中丹支部 志津原日出海会員が平成29年11月19日にご逝去になりました。
ご家族の皆さまさぞご落胆のことと思いますが、どうぞお力落としのない様に念じ、心よりご冥福をお祈りいたします。

お悔やみ

2018年1月26日、官房長官、自民党幹事長などを歴任された野中広務先生がご逝去されました。長年、本会の顧問として大変お世話になりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

掲示板コーナー

京柔整カレンダー

		柔 整 関 係	京 都 の 行 事
5月	1日(火)~9月30日(日)		鴨川納涼床・貴船の川床
	15日(火)		葵祭(京都御所・下鴨神社・上賀茂神社)
6月	2日(土)	第30回日整全国少年柔道京都大会	
	3日(日)	平成30年度定時総会・懇親会 (ホテルオークラ京都)	
	15日(金)~9月23日(日)		宇治川の鶺鴒 (宇治塔の島公園周辺)
7月	1日(日)~31日(火)		祇園祭2018
	17日(火)		山鉦巡行(前祭)
	20日(金)	京柔整会報148号発刊	
	24日(火)		山鉦巡行(後祭)
	29日(日)	第44回近畿ブロック柔道大会 (和歌山)	

毎月、第3土曜日に保険説明会が開催されます。(詳しくは事務局まで問い合わせてください)

導入実績10,000件以上！ 接骨院・整骨院専用のレセコンなら『三四郎くん』

柔道整復師向 事務管理システム

三四郎くんVer.7.2

療養費改正等の保険改正にすばやく対応。
迅速サポートでご好評を頂いている『三四郎くん』は、
常に進化を続ける信頼と実績の事務管理ソフトです。



※一部ご希望に添えない場合があります。

オプションで
さらに便利！



超音波画像観察装置 ラインナップ

骨・軟骨・筋・腱・靭帯などがリアルタイムに観察できます。



医療機器認証番号：
225AHBZX00034
製造販売元：本多電子株式会社



医療機器認証番号：
227ABBZX00109000
製造販売元：株式会社日立製作所

Xario100 S Edition

医療機器認証番号：
225ACBZX00066000
製造販売元：東芝メディカルシステムズ株式会社

※その他、様々な機種を取り揃えております。



東京ショールーム・ 超音波研修センター

多くの先生方に超音波観察装置をご理解
いただくため、「東京ショールーム・超音
波研修センター」を開設致しました。
当社で取り扱いのある超音波画像観察装
置を実際にご使用いただけます。
また、定期的に超音波セミナーも開催し
ていますので、お気軽にご相談ください。

SSB 株式会社 エス・エス・ビー

<https://www.sanshiro-net.co.jp/home/>

詳しくはこちら

【関西営業所】〒532-0011
大阪市淀川区西中島4-13-24 花原第3ビル405号
TEL 06-6390-3462 / FAX 06-6390-3463

最新柔整情報が読める!! 柔整ホットニュース
▶▶ <http://www.jusei-news.com/>



スポーツ × 医療

～新たな可能性を切り開く学び～

◎中学・高校保健体育 一種免許状取得可能 ※星健大学との協定による

◎鍼灸師 + 柔道整復師のWライセンス取得を全面サポート

トップアスリート、スポーツメディカリストを目指す

明治国際医療大学

〒629-0392 京都府南丹市日吉町
TEL 0771-72-1188(入試課専用) FAX 0771-72-1189
URL <http://www.meiji-u.ac.jp>



大学HPはコチラ!!

看護学部

看護学科

- 目指す資格
- 看護師・保健師・助産師(国家資格)
 - 実践教諭二種免許
 - 第一種衛生管理者免許
 - アロマセラピスト(認定資格)

保健医療学部

救急救命学科

- 目指す資格
- 救急救命士(国家資格)
 - 健康運動実践指導者
 - スポーツプログラマー
 - ジュニアスポーツ指導員
 - ベシック・サーフ・ライフセーバー

柔道整復学科

- 目指す資格
- 柔道整復師(国家資格)
 - アスレチックトレーナー(JATAC)
 - スポーツプログラマー
 - ジュニアスポーツ指導員
 - 健康運動実践指導者

鍼灸学部

鍼灸学科

- 目指す資格
- はり師・きゅう師(国家資格)
 - 健康運動実践指導者
 - アスレチックトレーナー(JATAC)
 - スポーツプログラマー

誰かの支えになる喜び、アスリートを支える医療人へ

明治東洋医学院専門学校

〒564-0034 大阪府吹田市西御旅町 7-53
TEL 06-6381-3811 FAX 06-6381-3800
URL <http://www.meiji-s.ac.jp>



専門学校HPはコチラ!!

鍼灸学科 [医療専門課程3年制]

- 目指す資格
- はり師・きゅう師(国家資格)
 - アスレチックトレーナー(JATAC)
 - スポーツアロマトレーナー(JSTA)
 - アロマコーディネーター(JAA) etc.

柔整学科 [医療専門課程3年制]

- 目指す資格
- 柔道整復師(国家資格)
 - アスレチックトレーナー(JATAC)
 - スポーツアロマトレーナー(JSTA)
 - アロマコーディネーター(JAA) etc.

